

令和5年松前町告示第85号

松前町不妊治療における先進医療費補助金交付要綱を次のように公表する。

令和5年11月20日

松前町 岡 本 靖

松前町不妊治療における先進医療費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不妊治療における先進医療を受けた夫婦に対し、町が予算の範囲内において松前町不妊治療における先進医療費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、不妊に悩む夫婦の治療の選択肢が減ることのないよう経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不妊治療における先進医療」とは、保険診療として実施される体外受精及び顕微授精（夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるものを除く。）による不妊治療（以下「特定不妊治療」という。）と併せて行われる厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年9月厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療をいう。

(補助の対象となる先進医療)

第3条 補助の対象となる先進医療は、令和5年4月1日以降に受けた不妊治療における先進医療とする。

2 前項の規定にかかわらず、卵胞が発育せず、又は排卵が終了したため、及び採卵の準備中に体調不良等になったため、特定不妊治療を中止した場合は、補助の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの（以下「事実婚の夫婦」という。）を含む。）とする。

(1) 夫婦いずれかが松前町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されていること。

(2) 特定不妊治療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。

(3) 不妊治療における先進医療を受けることにより妊娠の見込みがあると医師に診断されていること。

(4) 事実婚の夫婦にあつては、不妊治療により出生した子を認知する意向があること。

(5) 夫婦いずれもが他の自治体からこの要綱の補助金と同様の補助金の交付を受けていないこと。

(6) 夫婦いずれもが町税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、特定不妊治療1回（主治医が特定不妊治療を開始すると決定した

日から妊娠判定日又は特定不妊治療を中止した日までをいう。)につき、これと併せて行われる不妊治療における先進医療に要する費用の額とし、夫婦1組当たり5万円を上限とする。

2 補助の回数は、1子につき、6回とする。ただし、妻が満40歳に達した以降は、3回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする夫婦は、特定不妊治療ごとに、双方の不妊治療に係る補助金を一括して不妊治療における先進医療費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 不妊治療受診証明書(様式第2号)

(2) 不妊治療の費用に係る領収書

(3) 町税の納税状況確認同意書(様式第3号)

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により交付申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し不妊治療における先進医療費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不適当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定した申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(指導監督)

第9条 町長は、補助金の交付に関して必要に応じ、補助事業者に対し、検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(3) その他補助金の申請について不正の行為があったとき。

(書類の整理及び保管)

第11条 補助事業者は、補助金に係る関係書類を整理し、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。